

第3 富山県公立学校における業務改善推進の取組

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

(1) 適正な勤務時間の設定と働き方改革に関する研修

[教育委員会の取組]

- ① 教職員の勤務実態を、ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握できる体制を整備する。
- ② 勤務時間以外にやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合に、勤務時間の割り振り変更を適切に行うことができる体制を整備する。
- ③ 条例に基づく「週休日の振替」を行うことのできる期間を、長期休業期間にかかるとともに措置する。
- ④ 管理職及び管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施する。
- ⑤ 学校ごとの実情に応じた日程で、学校閉庁日及びノー残業デーを設定する。

[学校の取組]

- ① 教職員の在校等時間を、校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ② 把握した時間を公文書として、その管理及び保存を適切に行う。
- ③ 教職員の勤務時間の管理に際し、事前に週ごとや月ごとの業務量を見越して勤務計画を立て、事後の勤務時間の把握と比較して勤務実態を把握する。
- ④ 勤務時間以外や週休日に業務を命ずる場合は、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替を適正に行うなどの措置を講じる。
- ⑤ 学校閉庁日及びノー残業デーを実施する。
- ⑥ 児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。

(2) 評価等における働き方改革の位置付けの明確化

[教育委員会の取組]

- ① 教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を取り入れ、教職員が自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ② 働き方改革の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げる。

[学校の取組]

- ① 年ごとに策定する教育計画や学校管理指導計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ② 学校の自己評価に、業務改善や教師等の働き方に関する項目を位置付ける。

2 効率的・効果的な業務の推進

(1) 方針・計画等の策定

[教育委員会の取組]

- ① 所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定する。
- ② とやま学校多忙化解消推進委員会を継続設置し、同会議において学校における業務改善の取組に係るフォローアップを実施する。
- ③ 業務改善の取組についてP D C Aサイクルを構築し、業務改善の具体的な取組方法を毎年見直す。
- ④ 各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進する。
- ⑤ 働き方改革推進校を指定し、現場主導の働き方改革の推進・効果的な取組みの横展開を図る。
- ⑥ 各校種の若手～中堅教員が働き方改革及び業務改善について今後期待すること等自由に意見を述べる機会（WG）を設け、施策や取組に生かす。

[学校の取組]

- ① 教育課程の編成・実施について、教師の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間授業計画を編成する。
- ② 校内において、業務改善のためのWGや研修会等、若手～中堅教員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。

(2) 業務の適正化

[教育委員会の取組]

- ① 少人数教育推進のための定数措置を順次進める。
- ② 学習評価、成績処理、保健管理、学籍管理等における統合型校務支援システム等の導入や、授業準備や採点業務等におけるICT活用による教材や資料等の共有化と業務の分散化、各種様式の簡素化・統一化・ペーパーレス化等の業務効率化を進める。
- ③ 1人1台端末等ICT機器のさらなる利活用を進めるため、情報通信技術支援員を派遣し、県立学校におけるICT教育への支援体制の強化を図る。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等の作成・周知をする。
- ⑤ 研修の精選、報告書等の簡素化、オンラインなどの研修形態、研修時期の適正化等を図る。
- ⑥ 長期休業期間中の業務としての研修等の精選を行う。
- ⑦ 学校における研究事業について、必要性についての精査・精選、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しを進める。

[学校の取組]

- ① 授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図る。
- ② 学校行事等について、児童生徒等にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進める。
- ③ 学校行事等の準備・運営について、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の年間指導計画に基づき、教科等の指導と位置付けることが適切なものについて、当該教科等の授業時数に含める。

(3) 学校の業務の管理・調整のための体制整備

[教育委員会の取組]

- ① 働き方改革の推進や業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深める。
- ② 学校に対して新たな業務を付加する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、その調整を図る組織や体制を整備する。
- ③ 共同学校事務室を設置するなど、学校事務の共同実施を行う。
- ④ 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減する。
- ⑤ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備する。
- ⑥ 給食費の徴収・管理は、地方公共団体や教育委員会で対応する。
- ⑦ 給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教員以外が行うなど、教職員が関与しない方法で対応する。
- ⑧ 高等学校等就学支援金の申請・審査をはじめ、授業料等に係る業務のペーパーレス化を進める。

[学校の取組]

- ① 学校における調査・統計への回答等については、教育課程の編成・実施や生徒指導など教員の専門性に関わる調査等を除き、教員以外の者が回答するよう担当を見直す。
- ② 校務分掌の在り方の見直し等により、教員間の業務の偏りを平準化する。

3 地域・専門人材の活用による体制整備

(1) 地域・社会への協力依頼

[教育委員会の取組]

- ① 保護者や地域・社会、企業等に対して、学校の働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。
- ② 学校への作品募集等に加え、後援名義の使用許可に際して、教職員の負担軽減に配慮するよう、主催団体に周知・依頼する。
- ③ 登下校や放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、教育委員会、保護者、地域人材等の学校以外の主体が中心に対応する体制を整備する。
- ④ 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、社会教育法第9条の7で規定される地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が中心に行うよう、教育委員会等において必要な取組を実施する。
- ⑤ 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得る。
- ⑥ 授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ⑦ 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや就労コーディネーターなどの外部人材等の活用を進める。
- ⑧ 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の活用を進める。
- ⑨ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤーの活用を進める。
- ⑩ 各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行う。
- ⑪ 県内大学等と連携して、英語学習パートナーや観察実験アシスタントの派遣等、大学生の活用を進める。

[学校の取組]

- ① 保護者や地域に対して、学校の働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。
- ② 学校行事等の準備・運営について、地域人材や教員OBの協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図る。
- ③ PTAとの連携を図り、必ずしも教員が担う必要のない業務等への協力を要請する。

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

(1) 部活動の負担軽減

[教育委員会の取組]

- ① 複数の学校による合同部活動や、体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を推進する。
- ② 学校体育連盟・文化団体等に対し、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しを要請する。
- ③ 部活動指導について、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図る。

[学校の取組]

- ① 複数の学校による合同部活動を設置する場合は、教員の負担増とならないよう配慮する。
- ② 体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ③ 県及び市町村教育委員会が策定した部活動方針の実効性を担保するため、各学校における部活動に係る活動方針の策定、ホームページ等での公表、校長による活動計画や活動実績の確認を行う。
- ④ 設置する部活動や担当する教職員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。

(2) 教職員の健康管理

[教育委員会の取組]

- ① すべての学校において、労働安全衛生管理体制の整備を引き続き求める。
- ② ストレスチェックについて、全ての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。
- ③ すべての学校に健康管理医を置き、学校の教職員の健康管理を行う。

[学校の取組]

- ① 職員の衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者等を置き、学校衛生委員会を開催し、教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について調査審議する。
- ② すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ③ 労働時間が一定時間を超えた者や高ストレス状態にある者等に対して、医師による面接指導を勧奨する。
- ④ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な診察を受けるよう勧奨する等の措置をとる。